

○松山市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月13日

企業局規程第1号

改正 平成15年1月14日企業局規程第1号

平成16年12月21日企業局規程第8号

平成20年3月31日企業局規程第6号

平成26年3月27日企業局規程第2号

令和元年12月20日企業局規程第7号

令和3年3月31日企業局規程第3号

松山市水道事業給水条例施行規程(昭和36年企業局規程第20号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 給水装置等の工事及び費用(第3条—第6条)

第3章 給水(第7条—第13条の2)

第4章 料金及び手数料(第14条—第22条)

第5章 雑則(第23条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、松山市水道事業給水条例(平成9年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の意義の例による。

第2章 給水装置等の工事及び費用

(工事の申込み)

第3条 条例第4条第1項の工事の申込みをしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条第2項の規定により、それぞれ各号に定める同意書又は誓約書を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置の所有者の

同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、当該土地の所有者の同意書

(3) その他管理者が必要と認めたときは、当該工事に関する利害関係人の同意書又は誓約書

(給水管及び給水用具)

第4条 給水装置は、給水管及び分水栓、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）その他の給水用具をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者がその必要がないと認めたときは、前項の給水装置の一部を設けないことができる。

3 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めたところには、受水槽を設けなければならない。

4 口径13ミリメートルの給水栓には、「節水コマ」を使用するよう努めなければならない。

5 給水装置工事に伴う道路の掘削工事は、事故防止を図るため、管理者が定める基準により施行しなければならない。

(工事費の算出方法)

第5条 条例第9条第1項各号及び第2項に規定する費用の算出は、次の各号による。

(1) 材料費は、材料単価に材料及び消耗品の数量を乗じて算出する。

(2) 労力費は、労務単価に歩掛表に基づく数量を乗じて算出する。

(3) 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。

(4) 間接経費は、監督費、機械器具損料及び雑費とし、条例第9条第1項第1号から第3号までの合計額（以下この号において「合計額」という。）に100分の20を乗じた額とする。ただし、特別の費用を要したときは、合計額に当該実費額を加算した額に100分の20を乗じた額とする。

2 前項第1号の材料単価並びに同項第2号の労務単価及び歩掛表については、管理者が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、給水装置の修繕に要した工事費の算出方法は、管理者が別に定める。

(工事費の納付)

第6条 条例第10条第1項ただし書の規定により工事費を工事申込み後納付し、又は分

割して納付することができる工事の要件及び工事費の納付の方法は、管理者が別に定める。

2 工事費を工事申込み後納付し、又は分割して納付するときは、工事費が完納となるまで、当該工事に係る給水装置の所有権は市に留保し、当該給水装置は工事申込者が管理する。

3 工事申込者が工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに、管理者に申し込まなければならない。

4 工事申込者が、第1項の適用を受けない場合において、条例第10条第1項の工事費の概算額を通知した日から30日以内にその額を納付しないときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。

5 条例第10条第2項ただし書の管理者が定める額は100円とする。

第3章 給水

(給水の申込み)

第7条 条例第14条の規定により給水の申込みをしようとする者は、管理者が定める申込書又は口頭により、申し込まなければならない。

(代理人)

第8条 条例第15条第1項の規定により代理人を置いたときは、直ちに、連署により管理者に届け出なければならない。

(メーターの設置)

第9条 条例第17条第3項の規定により、私設消火栓にはメーターを設置しない。

2 条例第17条第4項の規定により、メーターは給水装置ごとに1個設置し、その位置は、点検等の作業を容易に行えること、水が汚染されるおそれがないこと、メーターの損傷のおそれがないことその他の状況を考慮し、管理者が指定する。

(メーターの貸与)

第10条 条例第18条第2項の規定により、メーターを管理する者は、点検又は計量機能の障害となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、メーターを管理する者に障害となる物件を撤去させ、撤去しない場合において、管理者が必要と認めたときは、メーターの移設その他の必要な措置をし、その費用を使用者又は所有者から徴収することができる。

(届出)

第11条 条例第19条の規定による届出は、管理者が定める様式による。ただし、同条第1項第1号の届出は、口頭によることができる。

2 条例第19条第1項第4号の届出の期限は、消防の演習の日の3日前とする。

(私設消火栓の使用)

第12条 私設消火栓は管理者が封印する。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第13条 条例第22条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する管理基準に準じて管理すること。

(2) 毎年1回以上、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(貯水槽水道の水質検査)

第13条の2 貯水槽水道の利用者から水質に関する問い合わせがあったときは、必要に応じて、当該利用者の給水栓から水を採取し、水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うものとする。

第4章 料金及び手数料

(用途の適用基準)

第14条 条例別表第1に規定する用途の適用基準は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般用 次号の用途以外の用途に水道を使用する場合

(2) 公衆浴場用 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき愛媛県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場営業の用に水道を使用する場合

(料金の算定)

第15条 条例第25条第1項及び第3項に規定する水道料金（以下「料金」という。）の算定期間は、点検日の翌日から次の点検日まで（以下「点検期間」という。）とする。ただし、水道の使用を開始したときは、使用開始の日から最初の点検日までとする。

2 条例第25条第1項の規定により2箇月分の使用水量を2等分した場合における1立方メートル未満の端数は、点検日の属する月分から控除し、その前月分に加算する。

(料金の算定の特例)

第15条の2 条例第28条第2項に規定する受水槽を設置した共同住宅の料金の算定の特例は、次に掲げる要件を備えた共同住宅に適用するものとする。

- (1) 同一建物内に2戸以上の住居を有し、専ら住居の用に供されるものであること。
- (2) 各戸毎にメーターを設置していること。

2 受水槽を設置した共同住宅の料金の算定の特例を受けようとする者は、管理者に申請するものとする。

3 管理者は、前項の申請が第1項の要件に適合していると認めたときは、これを承認するものとする。

4 受水槽を設置した共同住宅の料金の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金は、条例別表第1に掲げる区分に応じて、メーターの口径13ミリメートルの基本料金に入居承認戸数を乗じて得た額とする。
- (2) 従量料金は、条例別表第1に掲げる区分に応じて、一般用13・20ミリメートルの使用水量欄の数値(1立方メートルを除く。)を、その数値に入居承認戸数を乗じて得た数値に読み替え、算定した額とする。

5 前項に規定する入居承認戸数に増減があるときは、管理者に届け出るものとする。

(使用水量の認定)

第16条 条例第26条の規定により認定する使用水量は、次の各号のいずれかとする。

この場合において、管理者が必要と認めたときは、水道の使用実態等を考慮することができる。

- (1) 前年同点検期間の使用水量
- (2) 前点検期間の使用水量
- (3) 10日以上計量水量を基礎とする日割計算の方法による水量

2 前項により認定する場合において、管理者が必要と認めたときは、使用者又は管理人に資料の提出を求めることができる。

(用途その他の認定)

第17条 条例第27条に規定する用途その他の届出事項の認定について管理者が必要と認めたときは、使用者又は管理人に資料の提出を求めることができる。

(月の解釈)

第18条 条例第28条第1項に規定する月とは、定例日の翌日から翌月の定例日までを

いう。

(料金の前納)

第19条 条例第29条第1項に規定する概算額は、次の各号による。

(1) 土木建築工事又は興業等のため臨時に水道を使用する場合は、使用予定期間の料金概算額

(2) 条例第38条の規定により給水を停止され、将来も料金を滞納するおそれがある場合は、使用実績により算出された2箇月分以内の料金概算額

(料金の徴収)

第20条 料金は、点検日の属する月の翌月に徴収する。ただし、条例第25条第3項の規定により臨時に点検したときは、当該点検の際徴収することができる。

2 料金の徴収は、口座振替若しくは自動払込みの方法又は納付制による。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

3 料金の納期限は、点検日の属する月の翌月末日とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

4 料金等の過誤納による還付金は、次回以降の料金に充当することができる。

第21条 削除

(手数料)

第22条 手数料は、公共団体等が申し込むときは、条例第32条第2項の規定により、申込み後、納付することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第32条第3項ただし書の規定により、既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 完成検査手数料については、条例第4条に規定する工事を中止し、又は変更したとき。

(2) 前号以外の手数料については、管理者が特に必要と認めたとき。

第5章 雑則

(細目)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 北条市の編入の日前に、編入前の北条市給水条例施行規則（平成10年北条市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 北条市の編入の日前に、編入前の北条市給水条例施行規則第12条第2項の規定により申請のあった水道使用料の減免については、なお従前の例による。

付 則（平成15年企業局規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年企業局規程第8号）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成20年企業局規程第6号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年企業局規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年企業局規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年企業局規程第3号）抄

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。